

# **一宮市学校給食共同調理場整備基本計画**

## **概要書**

**平成 31 年 2 月**

**一宮市**

**はじめに** 本基本計画は、「一宮市学校給食調理場整備基本構想」をふまえ、旧一宮地区において、現有する南部および北部の2つの学校給食共同調理場（以下、共同調理場という。）を更新するにあたり、新たに整備運営する共同調理場の施設数及び規模や整備水準等の条件、建設地の条件等を示すものである。

### 第1章 本市の共同調理場等の現状

南部と北部の2場で、旧一宮地区の小中学校に給食を提供している。なお開設当時、現在の「学校給食衛生管理基準」等に相当する基準は無かった。

【 南部共同調理場 】		【 北部共同調理場 】	
開設年	: 昭和48年4月	開設年	: 昭和51年4月
調理能力	: 14,000食	調理能力	: 15,000食
建物面積	: 2,335㎡	建物面積	: 2,554㎡
厨房方式	: ウェット方式（ドライ運用）	厨房方式	: ウェット方式（ドライ運用）

### 第2章 新たな共同調理場の提供食数

#### (1) 将来の提供食数の推計

旧一宮地区の提供食数は平成36年度（2024年度）には24,172食と推計される。その後も、同様に減少すると仮定すると、**平成40年度（2028年度）には22,912食**となる。



#### (2) 共同調理場の規模（提供食数）

既存の共同調理場の提供食数（約13,000食/場）を超える規模の新たな共同調理場を建設することは現実的でないため、跡地利用を含めた合計**3つの共同調理場を建設**する。新たに整備する共同調理場が全て**平成40年度（2028年度）の時点で整備されたと仮定**した場合に想定される組み合わせのうち、**3つの共同調理場それぞれの最大食数を最も少なくできる例②**を原則として、建設地の取得を目指す。

例	一場目の建設用地	二場目の建設用地	三場目の建設用地
①	延床面積 3,000㎡ (6,500食調理可能)	延床面積 5,000㎡ (11,000食調理可能)	南部又は北部跡地 (6,000食調理可能)
②	延床面積 4,000㎡ (8,500食調理可能)	延床面積 4,000㎡ (8,500食調理可能)	同上
③	延床面積 5,000㎡ (11,000食調理可能)	延床面積 3,000㎡ (6,500食調理可能)	同上
④	延床面積 6,000㎡ (13,000食調理可能)	延床面積 3,000㎡ (6,500食調理可能)	南部又は北部跡地 (4,000食調理可能)

### 第3章 新たな共同調理場の建設地

電気、ガス、上下水道等の敷地インフラ条件の他、次の条件を満たす建設地を確保する必要がある。

項目	内容	
必ず満たすべき条件	立地にあつての法規制	給食センターは建築基準法上の用途が工場となるため、原則として工業専用地域、工業地域、準工業地域または市街化調整区域とする。
	接道状況	トラックが出入りしやすい、6m以上の道路と面している場所とする。加えて、敷地に2ヶ所以上の出入口を設置することが望ましい。
	建物延床面積	共同調理場の最大調理能力に応じて、現行の学校給食衛生管理基準に適合した学校給食センターを建設するために必要な面積とする。
	配送条件	調理後2時間以内の給食（学校給食衛生管理基準）が可能となる配送計画が立てられる建設地とする。

### 第4章 新たな共同調理場の整備条件

#### (1) 基本方針

「一宮市学校給食調理場整備基本構想」で定めた基本方針「**安全・安心な給食の提供**」「**おいしい給食の提供・食育の推進**」「**新たな給食調理施設の早期実現**」を基にした整備を検討する。

#### (2) アレルギー対応に関する本市の基本的な考え方

そば・落花生の不使用を継続するとともに、調理中の汚染対策を講じた**アレルギー対応専用調理室**を設け、安全なアレルギー対応食の提供を行う。

また、**一つの共同調理場で1日1献立を調理**することを目指す。

#### (3) 高度な衛生管理

汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分し、食材の戻りの無い**一方通行の動線計画**で、**交差汚染を防ぐ**など、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」等を遵守した**高度な衛生管理**を行う。

### 第5章 総括と今後の進め方

#### (1) 総括

- ◆ 一日1つの献立を1つの共同調理場で提供することを目指して、**一場目と二場目はそれぞれ8,500食、三場目は6,000食**という組み合わせを原則として、諸条件を満たす建設地を早急に取得することとする。
- ◆ **アレルギー対応専用調理室**を設けて、対応食を提供する。
- ◆ **見学通路**などを実情に応じて整備する。

#### (2) 今後の進め方

- ◆ **一場目**の建設候補地を早急に決定し、**整備運営計画の策定と事業手法の検討**を行う。
- ◆ **二場目以降**についても、**並行して検討を進め、一日でも早い完成**に努める。